

答え合わせ・解説

問1	答え 1 天皇	大日本帝国憲法では、天皇が「神聖にして侵すべからず」とされる絶対的な主権者でした。天皇は行政権や軍の統帥権などを独占し、政治や軍事の決定権を総攬していました。日本国憲法とは異なり、天皇が国家の主体であるという体制でした。
問2	答え 2 国民投票	国会による発議の後、国民に対して提案が示され、投票が行われます。有効投票数の過半数の賛成があれば、憲法改正が承認されます。この手続きは「国民投票」と呼ばれ、日本国憲法下で一度も行われていない歴史的なプロセスです。
問3	答え 3 戦争	第9条は、「戦争の放棄」「戦力の不保持」「交戦権の否認」の三本柱からなります。特に戦争そのものを国権として放棄したことは、世界中の憲法の中でも特異で、日本の平和主義の根幹を成しています。
問4	答え 2 憲法	これは個人の恣意的な支配を否定し、国民によって制定された憲法によって権力を縛る考え方です。政治家も警察も、すべて憲法の下にあるというルールが徹底されています。
問5	答え 1 違憲審査権	違憲審査権は、国会で作られた法律や行政の行い（行政処分）が、憲法の基本的人権や平和主義などの理念に反していないかを判断する権利です。この権限はすべての裁判所が持っていますが、最終的にそれが憲法違反かどうかを決める権限は、最高裁判所に与えられています。
問6	答え 1 助言と承認	天皇のすべての国事行為には、内閣の助言と承認が必要です。これにより、天皇の行為の結果に対する責任はすべて内閣が負うことになります。この制度を通じて、日本の政治における責任の所在が明確にされています。
問7	答え 1 国事行為	国事行為には内閣総理大臣の任命、国会の招集、法律や条約の公布などがあります。これらの行為にはすべて内閣の助言と承認が必要であり、天皇自身が政治的な決定権を持つことはありません。
問8	答え 3 内閣総理大臣	国会の指名を受けて天皇が任命します。行政の長として内閣を組織し、閣僚の任命権を持ちます。また、国政の基本方針を決定し、国会に対して責任を負う仕組みになっています。
問9	答え 3 公布	国会で議決された法律や憲法改正の案、内閣が定めた政令などは、天皇によって公布されることで初めて法としての効力を持ちます。これは国事行為の一つであり、天皇が行いますが、内閣の助言と承認が必要です。
問10	答え 3 環境権	環境権とは、清潔な空気や水、日照や静穏など、良好な環境を享受し、それを破壊されない権利のことで、憲法に明文規定はありませんが、幸福追求権を根拠として、新たな人権の一つとして議論されています。
問11	答え 3 国民主権	国民主権とは、国家の政治のあり方を最終的に決定する権力（主権）が国民にあるという考え方です。日本国憲法では、この原理に基づき、国民が選挙を通じて代表者を選び、間接的に政治に参加する仕組みがとられています。第1条に示される天皇の地位も、この国民の総意に基づいています。
問12	答え 1 選挙	選挙は、国民が選んだ代表者が国会で話し合っ法律や政策を決める「間接民主制」の根幹です。日本では満18歳以上の国民全員に参政権が認められており、平等に一票を投じることができます。
問13	答え 3 自衛隊	1954年に発足した自衛隊は、憲法が禁じる「戦力」には該当しない「必要最小限度の実力」であるという政府の見解に基づいています。その任務は、日本の防衛に加え、災害派遣や国際協力など多岐にわたります。
問14	答え 4 自衛隊	警察予備隊を前身とし、現在は陸上・海上・航空の三自衛隊で構成されています。政府の見解では、憲法が禁じる「戦力」とは国際紛争を解決するための手段を指すものであり、自衛隊はあくまで自衛のための最小限の実力として合憲であるとされています。
問15	答え 4 公共の福祉	公共の福祉とは、社会共同体全体が円滑に維持されるための利益のことです。憲法上、人権は無制限ではなく、他人の人権と衝突する場合には、公共の福祉に反しない限りで調整されます。